

平成25年度
行財政改革の取組状況について

～ 行財政改革推進委員会資料 ～



平成26年3月

大 分 県 佐 伯 市
総 務 部 総 務 課

目 次

I 佐伯市の行財政改革について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II 平成25年度の行財政改革の取組状況・・・・・・・・・・	3
1 定員管理と総人件費の抑制・・・・・・・・・・	3
2 組織改編・・・・・・・・・・	4
3 職員の意識改革と資質向上・・・・・・・・・・	7
4 財政運営の健全化・・・・・・・・・・	8
5 個別事業実施計画の取組状況・・・・・・・・・・	10
III 今後の財政収支の見通し・・・・・・・・・・	18

【資料】

1 今後の財政収支の見通し（平成25年11月試算）・・・・・・・・	19
2 職員の年齢構成（平成26年度見込み）・・・・・・・・	21
3 県内類似都市との職員数の比較・・・・・・・・	22
4 行財政改革推進プランの推進体制・・・・・・・・	25
5 佐伯市行財政推進委員名簿・・・・・・・・	26
6 平成25年度佐伯市行財政改革推進本部検討部会員名簿・・	27
7 関係条例等・・・・・・・・	28

I 佐伯市の行財政改革について

＝第1期行財政改革推進プラン「平成17～21年度」＝

〔基本的方針〕

◎平成21年度末の取崩型の基金残高を20億円以上保有する。

→80億円以上保有。[9,413百万円]

◎平成21年度末の職員数を1,100人以下とする。

→平成22年度当初で1,044人。

〔今後の課題〕

1. 多額の市債（借入金）残高と経常収支比率の動向
2. 交付税加算措置の段階的な廃止及び人口減に伴う普通交付税の減少
3. 職員数の削減と市民サービスの維持

第1期行財政改革推進プランの基本的な方針とした、「平成21年度末の取崩し型の基金残高を20億円以上保有する」、「平成21年度末の職員数を1,100人以下とする」の二つの目標値については、下記のとおり達成しました。

○ 取崩し型基金残高の状況（行財政改革推進プラン対象基金）（単位：百万円）

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
プラン策定時の見込	6,811	6,361	4,949	2,813	25
実 績	7,113	7,378	8,012	8,418	9,413

○ 職員数の推移（単位：人）

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
合併協の適正化計画	1,294	1,245	1,232	1,212	1,181	1,152	1,121
プラン策定時の見込	1,294	1,233	1,194	1,169	1,144	1,117	1,081
実 績 (うち、消防職員数)	1,294 (118)	1,233 (120)	1,192 (121)	1,141 (120)	1,105 (120)	1,075 (119)	1,044 (116)

＝第2期行財政改革推進プラン「平成22～26年度」＝

〔基本的方針〕

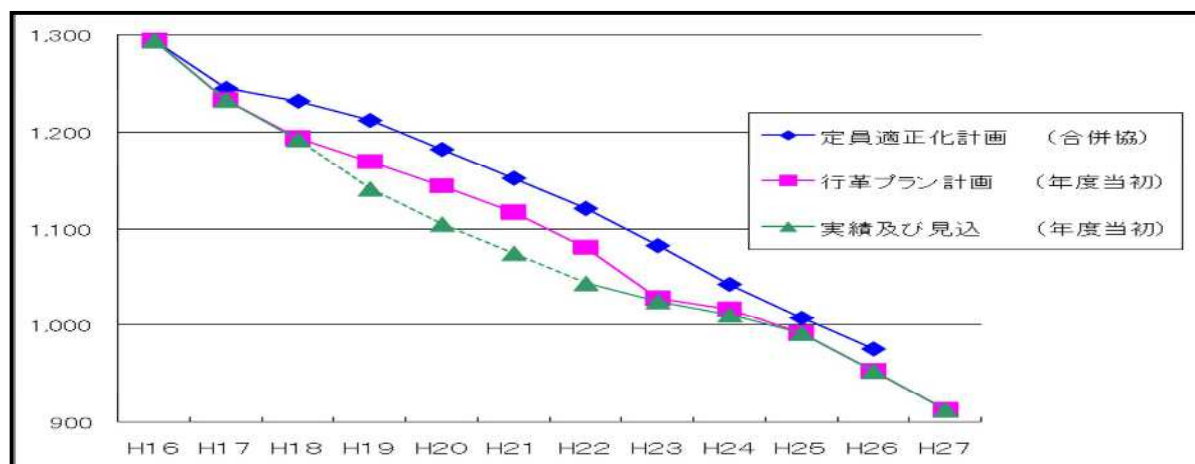
◎平成26年度末の市債残高を21年度末から100億円削減する。
 （臨時財政対策債、減税補てん債等の普通建設事業以外に係る市債を除く。）

◎平成26年度末の職員数を920人以下とする。

（単位：人）

※職員数の推移	実 績										見 込 み	
年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
適正化計画	1,294	1,245	1,232	1,212	1,182	1,152	1,121	1,083	1,043	1,008	976	
プラン計画	第1期プラン期間					第2期プラン期間						
	1,294	1,233	1,194	1,169	1,144	1,117	1,081	1,028	1,017	992	953	913
実績及び見込	1,294	1,233	1,192	1,141	1,105	1,075	1,044	1,025	1,010	980	954	913
当該年度末退職数	75	42	54	56	44	44	34	31	49	46	53	
次年度当初採用数	14	1	3	20	14	14	15	16	19	20	12	

※H25年度末退職数及び次年度採用数は予定



職員数の推移の表から、平成26年度当初の職員数は954人が見込まれ、合併年度の平成16年度当初と比較して340人の削減がされたこととなります。

第2期行財政改革推進プランの基本的方針である「平成26年度末の職員数920人以下」を目指す中で、本年度はわずかではありますが計画を下回る結果となりました。

【「見直し職員数」に係る試算条件】

- ・平成25年度は退職予定者等46人、新規採用者20人の見込みです。
- ・平成26年度については、退職者53人、新規採用者12人とししました。
- ・「適正化計画」とは、平成16年度に合併協議会で定めた「定員適正化10か年計画」をいいます。

Ⅱ 平成 25 年度の行財政改革の取組状況

第 2 期行財政改革推進プランの 4 年目にあたる今年度も前年度に引き続き、職員数の削減と職員給与カット等の総人件費の抑制、社会情勢や住民ニーズに呼応した行政組織の構築、職員の意識改革と資質の向上、財政運営の健全化に取り組みました。

主な取り組みの特徴としては、職員の削減に取り組む一方、職員全体の年齢構成を勘案し、一般行政職の次年度新規採用職員数を増やしたり、長期的な目線に立った財政運営の健全化の観点から、後年度の財政負担の軽減を図る目的で本市の公共施設の洗い出し等の取り組みを始めたところです。

また、職員の意識改革と資質の向上の観点から、職員研修のひとつに防災士養成講座を導入し、職場だけでなく地域や地区でも積極的に防災活動などに参加し、市民から一層信頼される職員を目指すことにした点も特徴のひとつと言えます。

このように今年度の行財政改革の取り組みは、中長期的な視点に立った行財政改革の取り組みを勘案したり、先行投資的な取り組みを考慮したところが特徴と言えます。

しかしながら、来年度の組織改編につきましては、社会保障・税番号制度導入に向けた準備室などは新設していますが、新庁舎建設に伴うスムーズな業務遂行等を勘案し必要最低限の組織改編としています。具体的な取り組みについては次のとおりです。

1 定員管理と総人件費の抑制

(1) 定員管理

職員数の削減については、第 1 期行財政改革推進プラン期間（平成 17 年度当初～平成 22 年度当初）で 189 人の削減が行われ、定員管理計画を大きく上回るスピードで行政組織のスリム化が行われてきました。しかし第 2 期行財政改革推進プランの 4 年目となる本年度は、わずかではありますが計画を下回る結果となりました。

職員の年齢構成を見るとこれから数年間は退職者の増加が見込まれ、後年の年齢構成を考慮し新規採用職員を増やすなど、年齢構成の平準化を図るために計画的な採用を行う必要があります。

その他にも、年金支給年齢の段階的引き上げにより、早期退職者数の減少が予想され目標達成には厳しい状況が考えられます。

今後も業務量に見合った職員数の精査を行い、取り組みを継続していきます。

（２）総人件費の抑制

行財政改革推進プランに掲げた総人件費の抑制は、職員数の削減と職員給与費等の削減が主なものであり、「月額給与カット」「管理職手当のカット」「特殊勤務手当の削減」等を前年度に引き続き実施しました。また行財政改革推進プランには掲げていませんが、東日本大震災の復興支援を目的に、職階、職級別に応じた給与の削減を現行の月額給与カットに上乗せし、平成 25 年 9 月から実施しています。

人件費の推移は下表のとおりです。

(普通会計)		(単位: 百万円)											
※人件費の推移		実 績								見込み			
年 度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
プラン計画		第1期プラン期間						第2期プラン期間					
(財政収支の見通し)		11,581	9,446	9,047	8,915	8,864	90,64	8,460	8,913	8,453	8,725	8,444	
総人件費		10,767	9,772	9,694	9,717	9,147	9,044	8,375	8,450	8,757	8,422	8,300	
(うち退職金)		1,422	891	1,293	1,439	1,040	1,182	785	777	1,266	1,143	1,223	
(退職金以外)		9,345	8,881	8,401	8,278	8,107	7,862	7,590	7,673	7,491	7,279	7,077	

2 組織改編

平成 26 年度の組織改編については、民間委託、業務の見直し等により、退職者 46 人に対し 20 人の新規採用を行う予定です。職員の資質向上と人材育成を重視する取り組みとして、組織の発展と活性化につながる人づくりを目的に、国、県及び延岡市への派遣を実施します。

また新庁舎へ移転後、スムーズに業務が行えるよう配慮し、必要最低限の改編としています。組織改編の詳細は次のとおりです。

○平成 26 年度組織の改編内容

（１）業務の民間委託（３ポストの削減）

保険課	3 人（鶴見診療所：指定管理者制度の導入）
-----	-----------------------

（２）職員の臨時・嘱託化（８ポストの削減）

市民課	2 人（市民係：窓口職員の嘱託化）
さいきブランド流通課	1 人（ブランド推進係：職員の臨時化）
教育総務課	1 人（学校主事の嘱託化）
社会教育課	1 人（佐伯文化会館管理業務の嘱託化）
体育保健課	2 人（給食調理員の嘱託化）
会計課	1 人（会計係：職員の臨時化）

(3) 適正配置の見直し等 (23 ポストの削減)

総務課	1 人 (庶務係：適正配置の見直し)
総務課	1 人 (行革推進・人財育成係：適正配置の見直し)
上浦振興局	1 人 (市民サービス課：適正配置の見直し)
弥生振興局	1 人 (市民サービス課：適正配置の見直し)
本匠振興局	1 人 (市民サービス課：適正配置の見直し)
宇目振興局	1 人 (市民サービス課：適正配置の見直し)
直川振興局	1 人 (市民サービス課：適正配置の見直し)
鶴見振興局	1 人 (市民サービス課：適正配置の見直し)
米水津振興局	1 人 (市民サービス課：適正配置の見直し)
蒲江振興局	1 人 (市民サービス課：適正配置の見直し)
企画課	1 人 (総合政策係：適正配置の見直し)
環境対策課	1 人 (環境企画係：適正配置の見直し)
環境対策課	1 人 (環境保全係：適正配置の見直し)
保険課	1 人 (国民健康保険係：適正配置の見直し)
建設課	1 人 (道路改良係：適正配置の見直し)
用地・管理課	1 人 (用地係：適正配置の見直し)
用地・管理課	1 人 (国土調査係：適正配置の見直し)
水産課	1 人 (水産振興係：適正配置の見直し)
営業課	1 人 (庶務係：適正配置の見直し)
教育総務課	1 人 (学校施設管理係：適正配置の見直し)
社会教育課	1 人 (生涯学習推進係：適正配置の見直し)
体育保健課	1 人 (スポーツ振興係：適正配置の見直し)
選挙管理委員会事務局	1 人 (選挙係：適正配置の見直し)

(4) 他自治体派遣の終了 (2 ポストの削減)

総務課	1 人 (課付け：大分県市町村振興課)
建設課	1 人 (河川砂防係：国土交通省佐伯河川国道事務所)

(5) その他 (6 ポストの削減)

上浦振興局	1 人 (市民サービス課：年度途中退職 不補充)
庁舎建設推進室	4 人 (室を廃止し、その業務を財政課管財係へ移管)
健康増進課	1 人 (保健係：事務の一部がこども福祉課へ移管)

(6) 組織強化及び業務量の増加等による増員（13ポストの増加）

情報推進課	1人（情報化推進係：組織強化）
社会保障・税番号制度準備室	2人（社会保障・税番号制度準備係：係の新設）
	※室長は総務課長が兼務
財政課	2人（管財係：庁舎建設推進室の業務を移管）
こども福祉課	1人（こども福祉係：事務の一部が健康増進課から移管）
保険課	2人（診療所：組織強化）
高齢者福祉課	1人（高齢者福祉係：組織強化）
高齢者福祉課	1人（地域包括支援センター：組織強化）
社会教育課	1人（文化振興係：学芸員の新採用）
消防本部／消防署	2人（組織強化）

(7) 他自治体派遣による増員（3ポストの増加）

総務課	2人（九州運輸局国際観光課、大分県政策企画課）
観光課	1人（延岡市商業観光課）

3 職員の意識改革と資質向上

第2期プランの目標に掲げる平成26年度末の職員数920人以下の達成に向けた取り組みの中で、職員に課せられる業務量の増加や業務内容の質の変化への対応が、今以上に求められると考えます。限られた職員数で、質の高い市民サービスを提供することが、われわれ市職員としての責務であり、義務であると考えます。そのためには、職員一人一人の能力を高めるとともに、職員への意識啓発を行い、資質の向上に努めなければなりません。

平成22年度に策定した人材育成基本方針に基づき、平成25年度も引き続き職員の資質向上に努めてきました。

今後も、職場研修の強化を行い、職場でより高い能力を持った職員を育成していくとともに、効果的な職員研修のあり方を整理し、市民から一層信頼される職員になるための人材育成を図っていきます。

【これまでの主な取り組み】

○平成22年度

- ・人材育成基本方針を策定

○平成23年度

- ・人事考課制度を試行導入
- ・職員講座を開始

○平成24年度

- ・佐伯市職員研修実施計画を策定
- ・新採用職員サポーター制度を策定

●平成25年度

- ・人事考課制度を本格実施
- ・職場変更学校主事サポーター制度を策定
- ・佐伯市職員研修実施計画の一部を改正（防災士養成講座を職員研修の一つとして追加）

<職員派遣の実績>

派遣先	H21 まで	H22	H23	H24	H25	合計
県	16 人	1 人	4 人	4 人	1 人	26 人
国					1 人	1 人
他団体		1 人	1 人			2 人
人事交流			1 人	1 人	1 人	3 人
合計	16 人	2 人	6 人	5 人	3 人	32 人

※他団体派遣／H22：公益社団法人ツーリズムおおいた、H23：公益財団法人B＆G財団

4 財政運営の健全化

(1) 投資的経費の抑制

投資的経費については、決算規模を年平均 80 億円以内(国の経済対策は除く。)としており、大規模事業の進捗状況を見据えたうえで、計画以上の過度な支出が生じないよう市債の新規発行の抑制及び充当一般財源の節減を図ります。

(2) 市税等の収入の確保

ア 市税等の税収の確保

市税は自治体の基幹的な自主財源であり、その公平かつ公正な賦課徴収は地方自治体の使命です。本市の自立性を高めるためにも、市税の徴収強化により歳入を安定的に確保しなければなりません。

徴収の強化については、未納者への早期対応、年間スケジュールの策定と検証、滞納整理強化月間の設定などにより滞納者・滞納額を減少させるとともに、自主納付の意志がない滞納者には不動産・給与・預金・生命保険等の財産差押えや、家宅搜索・公売を強力に行い、徴収率の目標値(平成 29 年度目標値 現年度 98.5% 過年度 20.0%)達成に努めます。

◆平成 25 年度処分実績◆ ※平成 25 年 12 月末現在

不動産 27 件・給与 19 件・預金 376 件・生命保険 135 件・年金 1 件・所得税還付金 5 件
その他債権等 20 件・搜索 45 件、処分執行による換価額 44,722 千円

また、永年未処理のままになっている高額・困難滞納案件を整理するために、平成 24 年度から 2 名の担当職員を配置して累積滞納者への対応を強化するとともに、未納通知・催告書・差押予告書による来庁納税指導で自主納付の勧奨を今後も継続して行い、健全な納期内納付者の増加に努めます。

困難案件が増加傾向にある収納業務について、体制の充実・強化を図るため、平成 22 年度から自治大学校税務専門課程「徴収事務コース」(45 日間)に職員を派遣し、より高度な専門知識の習得と差押え等滞納処分のレベルアップに努めています。

(平成 22 年度から現在までに 5 人派遣済、今後も毎年 1 人の派遣を予定)

また、「安全で安心、納め忘れのない」口座振替も推進します。

以上の取り組みにより税収の確保に努め、自主財源の安定的な確保を図ります。

イ 各種使用料の徴収

・保育料

こども福祉課では、保育所保育料の徴収率の向上を図り、保育所運営に係る貴重な財源を確保するとともに、納入世帯と滞納世帯との公平性を正しくするために、保育料の徴収強化に取り組んでいます。

保育料が納入期限までに納入されない場合は、保育料の督促状の送付や催告書を保育所経由で保護者に手渡すことにより納付のお願いをしています。

通知書によっても納付がない場合は、電話催促や面談の機会を設け、児童手当を活用する計画的な納付を促します。一度に支払いが困難な場合には分納誓約書の取り交わしを行い完納へ

の指導を行っています。

昨年度(平成 24 年度)は一定の成果として現年度徴収率 99.83% (平成 23 年度 99.09%) 滞納分 49.38% (平成 23 年度 26.27%) と収納率合計では 97.81% (平成 23 年度 95.75%) と大幅に向上し、引き続き、児童手当の申請時期や支給月に滞納者との接触機会をとらえ納付を促しています。

また、どのような指導にも応じず、未納の状態が続く滞納者には児童福祉法第 56 条第 10 項の規定に基づき、財産(給与や預貯金等)の差押えを視野に入れながら、収納率の向上に向けて取り組んでいます。

その他に保育料の口座引き落としの推進を行い払い忘れなどの防止を図っています。

・市営住宅使用料

市営住宅使用料の徴収については、平成 19 年度から継続的に滞納整理を強化し、悪質滞納者には訴訟による強制退去、3 ヶ月以上の滞納者には、連帯保証人も含め催告書や呼出状の送付、電話や訪問による滞納整理を実施した結果、平成 24 年度の現年度徴収率は 99.72% の成果を上げており、県下 14 市の自治体ではトップの徴収率となりました。平成 25 年度については、調定額と徴収率の更なる増加を目標に取り組んでいます。

また、過年度分となる滞納額については、平成 19 年度当初の約 78,000 千円から、平成 24 年度末には約 45,000 千円にまで減少しており、さらに平成 25 年度については、退居した滞納者への滞納整理も併せて強化することで、過年度滞納額の減少に繋げています。

平成 23 年度から公営住宅法第 47 条に規定する管理代行制度を県下で初めて公営住宅に導入しており、平成 24 年度からは、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者制度によって、特定公共賃貸住宅等を併せて委託することにより、効率のよい滞納整理を実践しています。

ウ 市有財産の有効活用

市有財産の売却により、14 件で 44,672 千円の売払い収入がありました。今後とも、市有財産の有効活用や処分を推進していきます。

(3) 指定管理者制度の活用について

本市では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に指定管理者制度を導入しています。

平成 25 年度当初の導入施設数は 197 施設でしたが、地区要望等により 3 施設が今年度中に廃止され現在は 194 施設となっています。

今後も、指定管理者制度が適正に活用されるよう、制度の充実を図ることはもちろんのこと、指定管理期間が終了する施設については、公の施設として指定管理を更新すべきか、市が直接管理をすべきか等を再度精査しながら、市民サービスの向上と行財政改革につなげていきたいと思っています。

個別事業実施計画

総務部

No.	項目及び内容		平成25年度の取組状況
1	項目	職員の臨時・嘱託化	◆各部ヒアリングにおいて、臨時・嘱託化が可能な業務を検討し、市民課市民係、体育保健課学校給食係、社会教育課文化振興係、さいきブランド流通課ブランド推進係、会計課会計係について、臨時・嘱託化をした。 ①市民課市民係 ▲2人 ②さいきブランド流通課ブランド推進係 ▲1人 ③教育総務課学校主事 ▲1人 ④社会教育課文化振興係 ▲1人 ⑤体育保健課学校給食係 ▲2人 ⑥会計課会計係 ▲1人
	内容	組織改編、業務の見直しにおいて職種、業務内容によっては退職者補充を行わず、臨時・嘱託化が可能なポストを検討する。	
	主管課	総務課	
2	項目	臨時嘱託職員の削減	◆臨時・嘱託職員の配置については、各職場からの協議・要求に基づき、随時ヒアリングを実施し必要性について検討した。
	内容	業務内容の見直しを行う中で臨時・嘱託職員について、毎年職場ヒアリングを行い、必要性を検討する。	
	主管課	総務課	
3	項目	新規採用職員の抑制	◆今後の職員の年齢構成等を勘案し、新規採用を抑制した。
	内容	退職者数、事務事業及び組織の見直しの状況、さらには職員の年齢構成等を勘案し新規採用職員を抑制する。	
	主管課	総務課	
4	項目	給与抑制措置の見直し	◆平成23年4月1日から級別構成の見直しにより、6級副主幹を5級に変更し級別職務分類表を改正した。給与構造見直しによる給与抑制については、職員団体と協議を継続している。 ◆給料、管理職手当のカットを継続している。 〔全職員：給料〕 5%カット ☆平成18年4月から平成25年8月まで 6%～11.5%カット ☆平成25年9月から 〔市長：給料〕 10%カット ☆平成17年8月から平成18年3月まで 15%カット ☆平成18年4月から平成25年8月まで 20%カット ☆平成25年9月から 〔副市長：給料〕 10%カット ☆平成17年8月から平成25年8月まで 13%カット ☆平成25年9月から 〔教育長：給料〕 10%カット ☆平成17年8月から平成25年8月まで 11%カット ☆平成25年9月から 〔管理職：管理職手当〕 20%カット ☆平成18年4月から平成25年8月まで 10%カット ☆平成25年9月から
	内容	級別職員数及び昇格基準を国・県に準じて見直す。また、この措置による給与の減額状況に応じて、給料月額のカット率、カットする職員の範囲を検討する。	
	主管課	総務課	
5	項目	特殊勤務手当等の見直し	◆社会福祉業務従事手当(福祉手当)、税務事務従事手当(税務手当)は支給していない。県内日当については、遠隔地を除き支給していない。その他については、引き続き検討する。
	内容	福祉手当及び税務手当及び県内日当削減の継続並びに新たに消防出動手当の削減を検討する。	
	主管課	総務課	
6	項目	職員研修の充実	◆佐伯市人材育成基本方針 → 平成22年8月に策定 ◆平成25年度佐伯市職員研修実施計画の改正 → 防災士養成講座を職員研修の一つとする。 ◆独自研修 ①職場変更学校主事サポーター制度を策定 ②人権研修と併せて全職員向けにハラスメント研修を実施 ③接遇研修が未実施のまま ◆職員派遣研修 ・平成22年度 大分県へ1人、ツーリズムおおいたに1人を派遣 ・平成23年度 大分県へ5人(人事交流1人含む)、B&G財団に1人を派遣 ・平成24年度 大分県へ5人(人事交流1人含む)を派遣 ・平成25年度 国土交通省へ1人、大分県へ2人(人事交流1人含む)を派遣
	内容	公募制研修の受講ルールを設定し、年齢・職階により受講すべき研修を指定する。独自の全体研修は人権・接遇研修を実施する。また、職場研修及び他機関への職員派遣研修の導入及び、自主研修への支援制度の構築を目指す。	
	主管課	総務課	
7	項目	勤務評定制度の実施	◆勤務評定規程を平成23年1月1日施行した。 人事考課を定期評定の参考としている。
	内容	特定の職員に対して随時実施する特別評定及び職員全体に対して定期的に行う定期評定により職員育成に努める。	
	主管課	総務課	

8	項目	消費者行政相談	◆消費者行政相談業務の嘱託化または民間委託による職員の削減は断念する。 【理由】国の方針が定められたため。 ◇第2期行政財政改革プランと前後して、平成21年9月1日に消費者庁が発足し、国・県の方針として、全ての市町村で苦情相談に応じられる体制を整え、センター化するように、また、消費者行政専任職員の配置をするよう求められている。 ◇相談件数も増加し、多重債務、インターネット利用のトラブル等、相談内容も複雑化しつつ巧妙化しており、幅広く奥の深い対応が必要となっている。
	内容	消費者行政相談業務について、嘱託化または民間委託を検討する。	
	主管課	公聴広報課	
9	項目	ケーブルテレビ事業	◆検討を継続するが、ここ数年での指定管理者制度の導入は困難 指定管理者制度については、当初予定と状況が変わったため導入するに至っていない。 今後は、他市の状況を調査するなど、指定管理者制度導入に向けた内部的な調査を継続する。 現行のケーブル施設が老朽化しておりその対応を優先し、その後具体的な指定管理者制度を検討することが望ましい。
	内容	ケーブルテレビ施設の維持管理及び料金徴収事務等に指定管理者制度を導入する。	
	主管課	情報推進課	
10	項目	事務分掌の見直し	◆毎年度見直しを実施 【実績】 平成23年度：振興局所管の社会体育業務を本庁に集約 平成24年度：振興局所管の社会教育業務を本庁に集約 【今後】 平成27年4月以降の各振興局の事務のあり方を検討する。
	内容	振興局の事務分掌を効率化及び住民サービスの観点から見直し、本庁へ集約するもの、振興局で取り扱うものに整理する。	
	主管課	総務課	

財務部

No.	項目及び内容		平成25年度の取組状況
11	項目	各種補助金の見直し	◆見直し方針の作成及び予算への反映 ①市長協議を経て、見直し方針を作成した。 ②見直し方針のうち、特に見直しが必要な案件について、当初予算要求前に担当課ヒアリングを行い削減要請を行った。 ③平成26年度当初予算編成において、対前年19,000千円程度の削減を行った。
	内容	各種補助金において、公平性及び公益性に欠けるもの、支出内容が不適切又は不透明であるもの、補助の必要性に疑義があるものを中心に随時見直しを行う。	
	主管課	財政課	
12	項目	遊休財産の利活用	◆財産に関する調書を基に処分可能な土地を抽出し売却した。 ・平成25年度売却額 14件 44,672千円。 ◆平成26年度の売却計画を作成 振興局管内の土地を含め売却を行う予定
	内容	普通財産だけでなく用途廃止可能な行政財産も網羅した売却可能資産をとりまとめた売却計画を作成し、計画的に売却する。	
	主管課	財政課	
13	項目	収納体制の強化と公売（インターネット公売を含む。）	◆計画どおり推移 ①収納係職員1名を自治大学校徴収事務専門課程（45日間・8月21日～10月3日）に派遣 ②困難案件担当を配置 ・120案件、滞納税額 265,192千円を対応中 ③財産調査、差押を積極的に実施 ・平成25年12月末現在、財産調査 2,623件、差押 583件：差押による換価 573件 44,722千円 ④搜索の実施 ・平成25年12月末現在、45件の搜索を実施 ⑤公売会（インターネット公売含む）の開催 ・佐伯市・臼杵市・宇佐市合同公売会の実施 平成25年11月16日 81点出品、62点売却（売却金額 277,020円） ・九州市町村合同公売会への出品 平成26年1月12日 18点出品、16点売却（売却金額 220,690円） ・平成26年3月9日にも佐伯市単独で公売会を開催予定
	内容	職員の相互研鑽を図るとともに、専門機関への入校など更なる職員のレベルアップに努め、収納体制を強化していく。財産調査、差押えなども引き続き強化し、インターネット公売も積極的に取り組む。	
	主管課	収納課	
14	項目	口座振替の推進及びコンビニ納付	◆口座振替の推進は継続的に実施 ・市報等に掲載し、加入啓発を行う。 ・各市税の納付書発送時、口座振替を呼び掛けるチラシを同封。 ・平成27年度末のシステム更新時に、コンビニ収納の導入について検討中。
	内容	継続して口座振替の推進に努めるとともに、コンビニ納付の有効性について検討し、徴収率の向上を図る。	
	主管課	収納課	

15	項目	eLTAX(エルタックス)制度の導入	◆システム導入済 ・平成23年12月19日電子申告の登録受付を開始
	内容	インターネットを通して地方税の申告、納税までのシステム導入に向けた取り組みを強化する。	
	主管課	課税課	
16	項目	土地台帳・家屋台帳の整備	◆佐伯全域の電子化作業が終了した。 ①台帳は、平成25年4月から、本庁、全振興局で閲覧できるようになった。 ②あわせてシステム入力業務と並行して行っていた職員の「台帳手書作業」が無くなった。
	内容	本庁及び振興局に保管している土地台帳・家屋台帳の電算化に向け協議・検討していく。	
	主管課	課税課	

企画商工観光部

No.	項目及び内容		平成25年度の取組状況
17	項目	屋形島、深島島民運賃助成事業	◆検討の結果、助成の見直しは断念する。 【理由】 ①他の離島(大入島、大島)との生活基盤整備状況を考慮すると、助成の見直しは時期尚早。 ②国、県と連携している「蒲江航路」が廃止されるリスクもある。 ③補助総額も減少している。 (平成17年度:764千円、平成23年度:413千円、平成24年度400千円)
	内容	屋形島及び深島の島民が定期船を利用する際、運賃の4割相当分を市が助成しているが、将来的に見直しの方向で検討する。	
	主管課	企画課	
18	項目	大島航路事業	◆民営化に向けた取組 ①平成24年10月から新造船が就航、民営化に向けた施設整備はある程度整った。 ②平成25年4月1日より始発港を佐伯港に変更、発着時刻を変更した。 ③平成25年10月1日より利用の少なかった丹賀港への寄港を廃止した。 ④今年度中に、民営化に向けて地区との協議を再開する。
	内容	現在直営で行っている大島航路事業の民営化を行う。	
	主管課	企画課	
19	項目	公設水産地方卸売市場業務	◆【葛港市場】民営化は保留する。 ①公設の維持が決定され、平成23年度に新市場の基本を構想策定 ②新市場建設に伴い、多額の一般会計繰入金が予想されるため、民営化は当分の間、保留する。 ◆【鶴見市場】民営化について引き続き検討中 ①起債の償還が、平成28年度で終了 ②建物が老朽化しているため、補修が必要となる可能性あり。
	内容	公設水産地方卸売市場について、民営化の検討を行う。	
	主管課	商工振興課	
20	項目	観光協会の法人化	◆観光協会の法人化が終了 ・平成24年4月1日に、一般社団法人 佐伯市観光協会が設立
	内容	観光課と観光協会の事務分担を明確化し、社団法人化を行い、将来的に自立した組織とする。	
	主管課	観光課	
21	項目	観光施設の管理	◆観光施設の本庁一元化は終了 ①平成23年度:観光課管理係を設置 ②一元管理することで公平・公正な視点での維持管理が可能となった。
	内容	現在各振興局で管理している観光施設を本庁一元化し、管理体制の強化を図る。	
	主管課	観光課	

市民生活部

No.	項目及び内容		平成25年度の取組状況
22	項目	振興局の戸籍事務の集約化	平成22年度に本庁集約化済
	内容	戸籍システムの入力には特に正確性を重視するため、振興局で行っている戸籍システムへの入力業務を本庁一括入力とする。	
	主管課	市民課	
23	項目	エコセンター蒲江の中間処理業務	◆閉鎖に向けて引き続き検討中 ①蒲江地区の燃えるごみを、エコセンター番匠で処理するためには、11月末から点検のため2炉停止する期間(14日間)にピット容量を超える200tから400tの処理をどうするかが問題となる。現在でも容量を超えながでも対処しているのが、その他の期間は問題なくエコ蒲江のごみは受入れ可能。 ②その減量対策として、紙ごみの減量啓発を引き続き行っていく。 ③耐用年数が15年から20年とされる焼却施設を維持するには、大規模な改修が必要となるが、稼働20年を向かえるエコ蒲江は稼働を続けるリスクが大きいことから、可能な限り早期に廃止する方向で準備を進めている。 ※焼却炉などの施設の大規模改修が必要な場合は、廃止も含めて検討する (H23.12議会:一般質問回答事項)としている。 ④一般廃棄物処理に係る相互支援協定について、災害時だけでなく、施設の故障や事故、改修などで処理能力が一時的に低下した場合の相互支援について検討中。平成26年度には、豊後大野市の基幹改良中のごみ受入れについて協議する中、蒲江閉鎖後の担保として豊後大野市との協定締結を検討。同時に津久見市も協定を検討している。 ⑤相互支援協定により、災害・事故等による補完施設として継続させる必要はなくなる。
	内容	エコセンター蒲江の中間処理施設を閉鎖の方向で検討する。	
	主管課	清掃課	
24	項目	行政ごみ・多量ごみ・有害ごみの民間委託	◆民間委託ではなく、臨時・嘱託化へ変更 → 平成25年度から臨時職員により実施 【変更理由】 ①臨時・嘱託化による改革でも、民間委託と同様に“正職員削減”が可能 ②人件費の費用比較においても、臨時・嘱託職員による直営が安価
	内容	現在民間委託してある家庭ごみの収集業務の委託契約の切り替えと併せて、行政ごみ、多量ごみ、有害ごみを民間委託する。	
	主管課	清掃課	
25	項目	家庭ごみ指定袋制事業	◆【配送業務】民間委託ではなく、臨時・嘱託化へ変更 → 平成23年度から実施済み 【変更理由】 ①平成23年度から旧佐伯市地域の配送業務を嘱託化し、順調に業務が推移している。 ②見積書による費用比較においても、臨時・嘱託職員による直営が安価 ◆【保管業務】民間委託ではなく、直営へ変更 → 平成20年度から実施済み 【変更理由】 ①上灘保管施設老朽化による対策として、保管施設の民間委託の検討が行財政改革の項目に浮上した経緯がある。 ②現在は、家庭ごみ収集の全面民間委託により東浜収集センターの車庫(2棟)が空いていることから指定ごみ袋の保管場所として活用しており、最小限の経費による施設の有効利用が図れている。
	内容	家庭ごみの排出に使用する指定ごみ袋の保管、配送、在庫管理等の業務の民間委託を検討する。	
	主管課	清掃課	
26	項目	クリーンセンター業務	◆以下のとおり下水道投入を目的とした施設改造工事が完了した。 工事名:平成24年度佐伯市し尿処理施設改造工事 工 期:平成24年12月26日～平成25年10月31日 ・平成25年11月5日より下水道投入の供用開始をした。 ・2,000万円／年程度のランニングコストの削減を見込んでいる。
	内容	し尿の下水道投入を平成24年度を目標に実施する。	
	主管課	環境対策課	

福祉保健部

No.	項目及び内容		平成25年度の取組状況
27	項目	保育所の統合及び民間委託の検討	◆今後も引き続き統廃合について検討していく。
	内容	小規模保育所の統廃合及び指定管理者制度導入の検討	
	主管課	こども福祉課	

28	項目	地域包括支援センター業務	◆平成26年度末までは直営とする。 ○第5期介護保険事業計画推進年度中（H24年度～H26年度）においては直接運営をしていく。 ○高齢者数の増加とともに介護認定者の増加が今後も見込まれるため、地域包括支援センターを直営することで介護諸費用の適正給付につながる努力を一層行っていく。 【今後】 ・第6期介護保険事業計画策定時に、平成27年度以降の運営を再検討していくこととする。 ・正規職員14名については、要支援者の増加や介護予防・日常生活支援総合事業を平成26年度から開始するため正規職員1名増員要求中。なお、平成25年度から地域ケア会議を開催しており、平成26年度から介護予防・日常生活支援総合事業の開始、平成27年度から在宅医療・介護連携推進事業が地域包括支援センター業務となる事が決まっており、直営で運営する意義が高まっている。
	内容	地域包括支援センター業務の運営のあり方について検討する。	
	主管課	高齢者福祉課	
29	項目	保健師業務の見直し	◆継続して見直し作業を行った。 ・日本看護協会の先駆的モデル事業に応募し、社会の変化に対応した保健師活動の構築をするため保健師業務最適化の検討を行っている。 ・組織体制の見直しとして、平成25年4月から、現在の4分室を2分室に集約した。東部分室を保健係に統合、西部1と西部2分室を統合して西部分室とした。 【今後】 保健師業務については、保健師の定数により検討が必要となり、見直しを行う。組織体制については、保健師業務の見直しを受け検討していく。
	内容	保健事業の見直しを行い、佐伯市全域を効率的で公平性のある保健事業の構築を行う。	
	主管課	健康増進課	
30	項目	特定健診・特定保健指導業務の移行	平成23年度移管済
	内容	現在保険課に配置している特定健診・特定保健指導の業務を健康増進課に移行し、企画からフォローまで一貫した健診・保健指導活動を実施する。	
	主管課	健康増進課	
31	項目	認定調査業務について	◆老人福祉施設（7施設）への委託は1施設を除いて完了 ◆調査受託法人設立の検討は保留 【理由】認定調査が順調に推移しているため ◆調査員の育成・・・認定調査員研修の開催 平成25年は、5月と12月の2回実施
	内容	ケアマネや看護師の資格者に限定する調査員（臨時職員）の確保が困難になっており、安定的に調査を実施するために委託調査の基盤整備に取り組む。	
	主管課	高齢者福祉課	

農林水産部

No.	項目及び内容		平成25年度の実施状況
32	項目	水産振興事業の市負担に一定基準を設けるよう検討する。	◆佐伯市沿岸漁業構造改善事業補助金要綱により実施済 ※平成22年9月1日から適用
	内容	漁協が実施主体となる水産振興事業の市負担に一定基準を設け、適正な運用が図られるよう検討する。	
	主管課	水産課	
33	項目	漁港施設の管理運営体制	◆制度導入を調査検討中 ※大分県漁港漁村整備課は「漁港施設（漁港公園以外）の指定管理については、検討はしていない」との見解である。 【今後】 調査の結果、全国の一部の県で、マリーナ施設のみ指定管理（漁協、法人）で実施されている県があるが、指定管理を行う施設の振分及び条例改正、協定等についての整備が必要なため、今後、大分県漁港漁村整備課の動向と大分県漁協協同組合との協議調整が必要である。
	内容	現行、市の直営で管理している漁港施設に指定管理者制度の導入を検討する。	
	主管課	水産課	

建設部

No.	項目及び内容		平成25年度の実施状況
34	項目	市営住宅の維持管理の一元化及び使用料の徴収強化	◆大分県住宅供給公社へ業務を委託済 平成23年度 公営住宅(1,596戸)を管理代行制度により委託済 平成24年度 特定公共賃貸住宅(117戸)、その他住宅(2戸)を指定管理者制度により委託済 平成25年度 上記に伴う契約更新を行う(次回:H26.4月～H31.3月末迄の5年) ※入居者はもとより、退居した滞納者を追跡し納付誓約等を徴して納付を促す。 【今後の取組】 ・徴収業務の向上に向けて市と受託業者とで連携を図り徴収率アップに繋げる。 ・誠意のない滞納者(入居者)には、「即決和解」することで納付を促す。
	内容	本業務に指定管理者制度を導入し民間委託を検討すると共に家賃徴収強化を図る。	
	主管課	建築住宅課	

上下水道部

No.	項目及び内容		平成25年度の実施状況
35	項目	上下水道料金等関連業務の民間委託	◆平成23年度 先進地視察(行橋市、大村市) 平成24年度 先進地視察(天草市)及び費用対効果の検証が終了 ※検証結果は、財政的メリットはほとんど無し。 ※但し、対象委託地域が「旧市内のみ」となっており注意が必要 料金業務の民間委託については、当面現行のままとする。しかし、今後も水道事業を取り巻く情勢は変化することが予想されるため、その動向を見据えた上で検討していかなければならないと考える。
	内容	受付窓口、検針、料金計算、精算業務、未集金業務等の民間委託を検討する。	
	主管課	営業課	
36	項目	下水道等使用料の見直し	◆使用料等の統一を実施済(平成22年7月)
	内容	合併前の旧市町村の使用料体系を適用している下水道等使用料を、負担の公平性の観点から統一を図る。	
	主管課	営業課	
37	項目	農・漁集排水施設維持管理の業務委託	◆業務委託を実施済(平成22年度)
	内容	農・漁集排水施設維持管理点検業務のうち一部振興局で対応している異常通報等の対応処理を業務委託する。	
	主管課	施設管理課	
38	項目	上岡水源施設維持管理の業務委託	◆業務委託を実施済(平成23年度)
	内容	直営で運営している水源施設維持管理業務を平成23年度までに全面業務委託を行う。	
	主管課	施設管理課	

教育委員会

No.	項目及び内容		平成25年度の実施状況
39	項目	姉妹都市派遣事業の見直し	◆隔年で実施。H25年度は実施しなかった。 【実施年度】 平成26年度、平成28年度（以下同様）
	内容	姉妹都市との友好を深めるため行っている「姉妹都市グラッドストーンを知る旅」を毎年実施から隔年とする。	
	主管課	教育総務課	
40	項目	社会教育施設の管理体制の検討	◆検討を継続するが、ここ数年での公民館の指定管理の導入や集会所等の地区への譲渡は困難である。 【理由】 実質、指定先（または譲渡先）が自治区であり、管理費等の支出に対応出来ない状況がある。 現在、公民館分館と集会所については、平成25年度から5年間の指定管理契約を結んでいる。集会所等の地区譲渡についても、自治委員と引き続き協議を進めている。梶寄分館については、地区譲渡が完了した。また、地区公民館の指定管理についても関係機関との協議を進めている。
	内容	各地区公民館等の社会教育施設の指定管理者制度の導入及び集会所の地区への譲渡を検討していく。	
	主管課	社会教育課	
41	項目	生涯学習推進事業の見直し	◆引き続き事業の見直しを検討する。 平成24年度に社会教育担当職員が嘱託化となり、本庁直轄体制となった。 平成25年度は、各公民館主催の個別事業相互の交流と集約化を図り、事業実施効果の向上を図った。
	内容	各事業の事業効果、同種類の集約等により内容の見直しを行う。	
	主管課	社会教育課	
42	項目	振興局管内の社会体育及び生涯学習の体制の見直し	◆体制の見直しが完了 ①平成23年度 振興局社会体育担当職員を嘱託化 ②平成24年度 振興局社会教育担当職員を嘱託化
	内容	地域振興・教育課の社会体育及び生涯学習担当の臨時・嘱託化を検討する。	
	主管課	社会教育課・体育保健課	
43	項目	スポーツ推進委員の適正数の検討	◆検討の結果、適正人数は現行の人数とする。 【理由】 平成23年度から振興局社会体育担当職員を嘱託化したため、各地域のスポーツ推進委員（旧名：体育指導員）の協力が必要なことから、当分の間現行人員を適正数とする。 ※スポーツ基本法により、スポーツ推進委員を置くことが定められており、その人数は条例で定めている。 ●条例定数：110人以内 → 97人（平成24年12月時点） → 93人（平成26年1月現在、平成25年4月改選）
	内容	スポーツ推進委員の職務を遂行上必要最低限の人数を調査及び検討する。	
	主管課	体育保健課	
44	項目	総合運動公園の管理運営体制	◆指定管理者制度導入済（平成22年度）
	内容	総合運動公園に平成22年度から指定管理者制度を導入する。	
	主管課	体育保健課	
45	項目	学校給食施設の民間委託及び統合の検討	◆引き続き【民間委託】を検討 ・蒲江・西幡・上浦3センターの民間委託の更新を行う。（平成26年度～平成30年度） ・その他の給食センターについては、引き続き民間委託及び統廃合の検討を行う。
	内容	平成25年度までに全施設の民間委託を実施し、28年度までに現在の15施設を8施設に統合する。	
	主管課	体育保健課	

会計課

No.	項目及び内容		平成25年度の実施状況
46	項目	支払い業務の事務軽減	◆公共料金支払事務処理の軽減を図るためには、公共料金口座引き落としシステム「公振くん（金融機関のシステム名）」の指定金融機関（大分銀行）での導入により事務軽減が図れる予定。 ◆大分銀行が平成25年10月に「公振くん」システムを導入。佐伯市の財務システムは、「公振くん」に対応可能なため、平成26年度中の導入に向けて準備を進める。 （導入費用・準備手順・管理担当課等の協議及び先進地調査が必要） （手数料が発生する） ◆企画課（導入金額によっては、総合計画の対象となる可能性がある）及び情報推進課には導入について報告済み（平成27年度に財務システム改修予定）。 ◇対象 電気料金、電話料金（対象外ベンダーあり）、水道料金
	内容	電気・水道・電話料金などの公共料金の支払いを口座引き落としできるシステムを導入し、支出命令の件数を減少させ会計課職員及び各課予算執行職員の事務処理の軽減を図る。	
	主管課	会計課	

選挙管理委員会

No.	項目及び内容		平成25年度の実施状況
47	項目	ポスター掲示場および投票所の見直し	◆ポスター掲示場の見直し完了 市長市議選には332箇所で開催を行った。この数字を当面適正数とする。 ・平成17年4月市長市議選挙 429箇所 ・平成21年4月市長市議選挙 345箇所 ・平成23年4月県知事選挙 332箇所 ◆投票所の見直し完了 ・農業委員会選挙 平成17年：61箇所 → 平成20年：30箇所 → 平成23年：21箇所 ・海区漁業調整委員会選挙 平成20年：33箇所 → 平成24年：14箇所 ・通常選挙 平成24年：86箇所〔合併時から変更なし〕 ◎平成24年末にポスター掲示場及び投票所の見直しについても達成できた。
	内容	投票所については、有権者数、距離等を参考に見直す。ポスター掲示場については見直し後の350箇所の微調整を行う。	
	主管課	選挙管理委員会	

消防本部

No.	項目及び内容		平成25年度の実施状況
48	項目	消防本部組織の見直し	◆組織の見直しと西部分署の統合が完了 ①平成22年10月1日：新庁舎にて業務開始 ②消防本部予防課と警防課を統合 ③西部分署の統廃合 ④通信指令課を新設し、通信員の専従体制(6人)を確保
	内容	新庁舎移転に併せ、組織の見直しを行うことにより通信司令室を専従体制とする。また、西部分署の統合も同時に行う。	
	主管課	消防総務課	
49	項目	消防団組織の見直し	◆平成27年度からの一団制に向けて作業中 ※現在の9団の各団長任期が平成26年度末で満了することと合わせ、平成27年度から1団制に移行するため、平成25年4月から毎月1回団長・消防担当者会議を開催し組織形態などについて協議を重ね、現在条例や規則等の改正準備を進めている。
	内容	現在消防団を9団の連合制で組織しているが、指揮命令系統を統一するため一団制とする。	
	主管課	消防総務課	

Ⅲ 今後の財政収支の見通し

現在の佐伯市の財政状況は、「第２期行財政改革推進プラン」に基づいた歳出の削減努力などにより、基金残高を年々増加することができ、市債残高は減少するなど、合併当初の危機的状況を脱し改善が図られてきました。

しかしながら、佐伯市と規模を同じくする都市（類似都市）と比較すると依然として大きな市債残高を有していることや、普通交付税の特例による加算が平成 27 年度から段階的に縮減されることが、今後の財政運営の大きな課題となっています。

市債残高については、第２期プランの基本方針である『平成 26 年度末の市債残高を 21 年度末から 100 億円削減する（※臨時財政対策債、減税補てん債等の普通建設事業以外に係る市債を除く。）。』を達成するために、国の施策により補償金免除繰上償還を実施するとともに、高利率の市債について積極的に繰上償還を実施（平成 22 年度：約 5 億 4 千万円、平成 23 年度：約 5 億 2 千万円、平成 24 年度：約 3 億 5 千万円、平成 25 年度：約 2 億 5 千万円（予定））してきました。特に第２期プラン中は、庁舎建設事業、歴史資料館建設事業等の大規模事業を行う中で、投資的経費の決算規模を年平均 80 億円以内（国の経済対策は除く。）とする目標を踏まえ、市債残高が増えないように進行管理を行っていかねばなりません。

普通交付税については、平成 27 年度から段階的に縮減され、平成 32 年度には 40 数億円程度減額される見込みでしたが、現在国において地域の実情に合った普通交付税の算定方法の見直し、検討されている状況です。しかしながら、大幅な増額は期待できず、今後の財政運営に影響を与える大きな課題であることに違いはありません。

今回の試算を行うに当たり、歳入のうち、市税については税制改正等を勘案し作成していますが、地方交付税、臨時財政対策債については、昨年 10 月に示された県の資料を基に試算しており、普通交付税の算定方法の見直しについては考慮していません。歳出については、平成 24 年度決算を参考に前述した投資的経費を年平均 80 億円以内に抑制することを前提に、総合計画実施計画を基に試算を行っています。

この試算では、平成 26 年度末の基金残高は約 145 億円を保有でき、市債残高についても平成 26 年度末の残高は、平成 21 年度末から 100 億円以上の削減が可能となる見込みです。これは、継続して行財政改革を行うことを前提とした結果であり、引き続き人件費及び公債費等の経常経費の削減に努めるとともに、市税等の徴収率のアップや各種施策の見直し等を図り、財政運営の健全化に向けて全力で取り組むことが不可欠です。

今後も第２期プランの目標達成に向け、市民の皆様のご理解を頂きながら、引き続き行財政改革を進めていかなければならないと考えています。

【資料1】

今後の財政収支の見通し(平成25年11月試算)

※それぞれの項目で端数処理しているため差引・合計は一致しない場合があります。

(単位:百万円、%)

区分	22年度(決算額)		23年度(決算額)		24年度(決算額)		25年度		26年度		27年度	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
市税	7,408		7,402	-0.1	7,267	-1.8	7,087	-2.5	7,079	-0.1	7,062	-0.2
地方交付税	19,098		19,638	2.8	19,648	0.1	19,680	0.2	19,501	-0.9	18,820	-3.5
国・県支出金	9,779		8,199	-16.2	7,448	-9.2	8,306	11.5	7,641	-8.0	7,661	0.3
市債	4,966		4,340	-12.6	5,290	21.9	8,689	64.3	6,662	-23.3	4,893	-26.6
(臨財債・減税債)	2,255		1,675	-25.7	1,694	1.1	1,716	1.3	1,799	4.8	1,698	-5.6
その他の収入	4,356		4,075	-6.5	3,791	-7.0	3,533	-6.8	2,854	-19.2	2,854	0.0
歳入合計	45,607		43,653	-4.3	43,444	-0.5	47,295	8.9	43,737	-7.5	41,289	-5.6

義務的経費	23,559		23,833	1.2	24,074	1.0	23,371	-2.9	23,176	-0.8	22,189	-4.3
(人件費)	8,375		8,450	0.9	8,757	3.6	8,422	-3.8	8,300	-1.4	7,454	-10.2
(扶助費)	6,533		6,657	1.9	6,855	3.0	6,983	1.9	6,888	-1.4	6,792	-1.4
(公債費)	8,651		8,725	0.9	8,462	-3.0	7,966	-5.9	7,989	0.3	7,943	-0.6
投資的経費	7,187		5,514	-23.3	5,879	6.6	9,530	62.1	7,855	-17.6	6,145	-21.8
投資的経費(経済対策を除く)	5,248		5,514	5.1	5,879	6.6	9,070	54.3	7,855	-13.4	6,145	-21.8
その他の経費	13,922		13,588	-2.4	12,832	-5.6	13,778	7.4	12,489	-9.4	12,405	-0.7
歳出合計	44,668		42,935	-0.0	42,785	-0.0	46,679	0.1	43,521	-0.1	40,738	-0.1

歳入歳出差引	939		718		658		616		217		552	
--------	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--

余剰額は全額基金積立・不足額は全額基金取崩に対応

《基金残高の推計》

	22年度末現在高	23年度末現在高	24年度末現在高	25年度末現在高	26年度末現在高	27年度末現在高
行革プラン対象	10,852	12,445	13,337	14,261	14,482	15,038
行革プラン対象外	7,874	7,881	7,898	7,903	7,909	7,914
全基金合計	18,726	20,326	21,235	22,165	22,391	22,952

- ・平成21年度末残高(対象基金) 8,610百万
- ・行革プラン対象基金:財政調整基金・減債基金・その他取崩型基金
- ・平成25年度の基金残高には平成24年度決算余剰積立金(304百万)を含む。

《市債残高の推計》

	22年度末現在高	23年度末現在高	24年度末現在高	25年度末現在高	26年度末現在高	27年度末現在高
市債残高計	65,029	61,600	59,293	60,786	60,209	57,915
臨財債・減税債等	14,579	15,854	17,091	18,305	19,399	20,321
その他の市債	50,450	45,747	42,203	42,481	40,810	37,595

- ・平成21年度末現在高(その他の市債) 54,819百万円

◎今回の推計の考え方 ～ この試算は、平成25年度決算見込みを基準に平成27年度までの普通会計における財政収支の推計です。本推計は、今後も現行の地方財政制度が維持されることを前提に一定の仮定の下で機械的に試算したものです。今後の経済状況や国の制度改正等により数値は変動します。

1 歳入

(1) 市税

25年度は決算見込みとし、26年度以降は県資料による前年度伸び率、人口推計、税制改正等を勘案して計上。

(2) 地方交付税

○普通交付税は25年度は決算見込みとし、26年度以降は、前年度伸び率(県資料)等を反映して計上。

(※公債費算入分については伸び率等による影響はないものとして除外している)

※県資料	H26	H27
	-0.7%	-2.0%

○特別交付税は25年度は決算見込みとし、26年度以降は減額見込みで計上。

(3) 市債

○臨時財政対策債

25年度は決算見込み(基準値)を計上し、26年度以降は、基準値に対前年度伸び率(県資料)を乗じて計上。

※県資料	H26	H27
	4.8%	-5.6%

○投資的経費充当地方債

25年度の投資的経費充当地分は決算見込みとし、26年度以降は第2期行革プラン及び総合計画実施計画の財源比率等を参考にして推計。

○その他地方債

過疎ソフト債 25年度は決算見込みを計上し、26年度以降は事業費3億円で設定。

(4) 国・県支出金及びその他歳入

国県支出金は、25年度は決算見込みを計上し、26年度以降は25年度をベースに各歳出の財源充当の状況等を勘案して積算した。

その他の歳入についての26年度以降は25年度をベースとしてほぼ一定として計上。

(ただし25年度は、前年度繰越金として24年度歳入歳出差引額 658百万円が含まれている)

2 歳出

(1) 義務的経費

○人件費は第2期行革プランによる職員数の減少及びそれに伴う退職手当の必要見込額を勘案して推計。

○扶助費は25年度は決算見込み(基準値)を計上し、26年度以降は、基準値に人口推計(全体人口、年少人口、老年人口割合)等を反映して計上。

○公債費は過去の借入分に今後の発行見込みの償還額を加算し計上。

(2) 投資的経費

25年度は決算見込みとし、26年度以降は第2期行革プラン及び総合計画実施計画等を参考にして計上。

(3) その他経費

○繰出金については各会計の事業計画に沿って見込額を計上した。

○繰出金以外のその他経費は、25年度は決算見込み(基準値)とし、26年度以降は、基準値をベースに基本的に伸び率ゼロとして計上。

2 職員の年齢構成(平成26年度見込み)

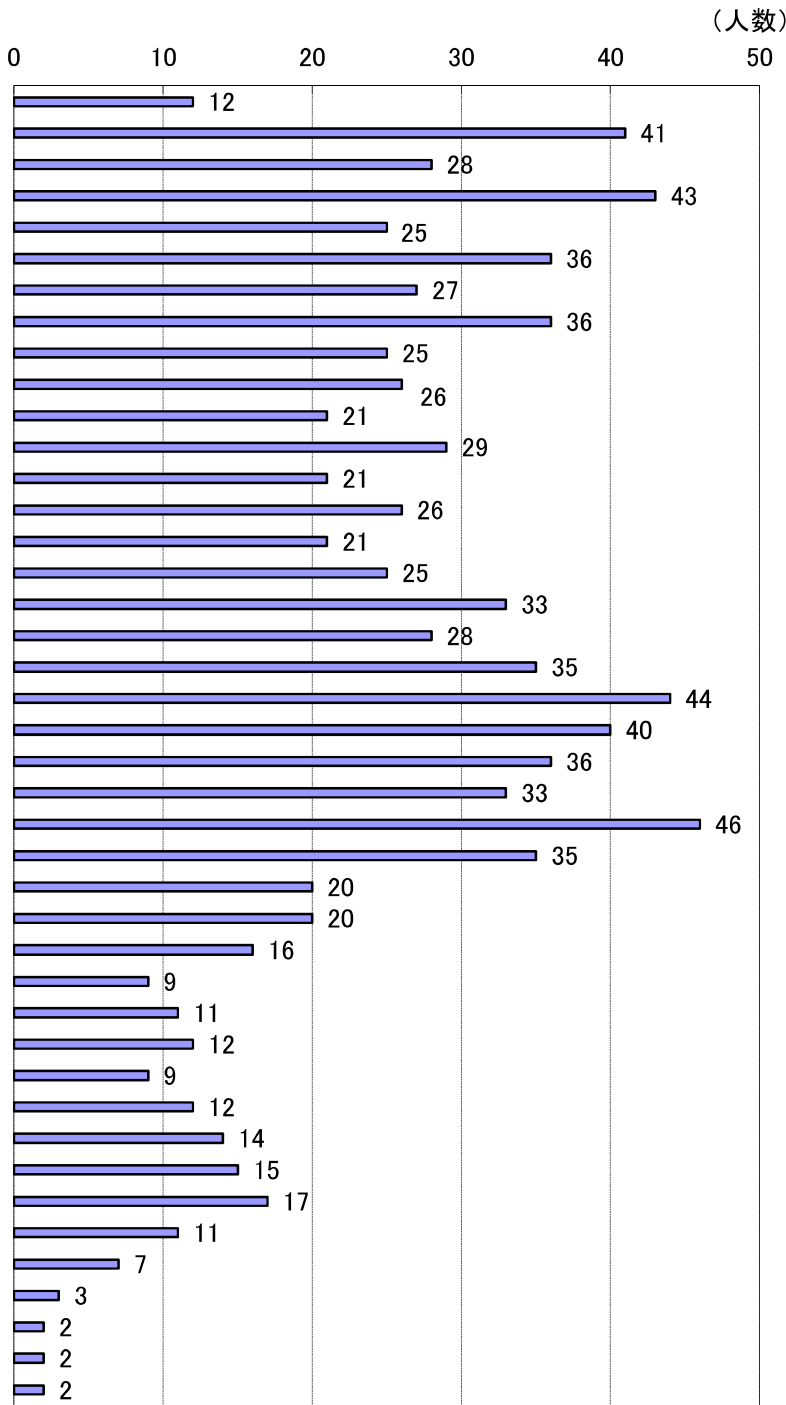
【資料2】

(参考) 25.4.1現在職員数 980人
25年度退職者等数 46人
26年度新規採用数 20人
※H25.10.1採用消防士3人含む

※26.4.1現在職員(予定)数954人

年度	26年度中 到達年齢 (歳)	左の 生年度	左の対象 人数 (人)
26	60	29	12
27	59	30	41
28	58	31	28
29	57	32	43
30	56	33	25
31	55	34	36
32	54	35	27
33	53	36	36
34	52	37	25
35	51	38	26
36	50	39	21
37	49	40	29
38	48	41	21
39	47	42	26
40	46	43	21
41	45	44	25
42	44	45	33
43	43	46	28
44	42	47	35
45	41	48	44
46	40	49	40
47	39	50	36
48	38	51	33
49	37	52	46
50	36	53	35
51	35	54	20
52	34	55	20
53	33	56	16
54	32	57	9
55	31	58	11
56	30	59	12
57	29	60	9
58	28	61	12
59	27	62	14
60	26	63	15
61	25	元	17
62	24	2	11
63	23	3	7
64	22	4	3
65	21	5	2
66	20	6	2
67	19	7	2
職員数			954

職員の年齢構成ピラミッド(平成26年度:見込み)



3 県内類似都市との職員数の比較

【資料3】

大部門以上定員管理診断表(3市比較)

大 部 門	中津市 25.4.1 現 在 職 員 数 A 人	日田市 25.4.1 現 在 職 員 数 B 人	佐伯市 25.4.1 現 在 職 員 数 C 人	中津市との 比 較 C-A	日田市との 比 較 C-B
議 会	7	7	8	1	1
総 務	127	155	172	45	17
税 務	50	36	56	6	20
民 生	127	106	124	▲ 3	18
衛 生	48	53	78	30	25
労 働	2	2		▲ 2	▲ 2
農林水産	58	62	80	22	18
商 工	22	29	36	14	7
土 木	84	63	83	▲ 1	20
一般行政計	525	513	637	112	124
教 育	98	74	97	▲ 1	23
消 防	95	81	122	27	41
普通会計計	718	668	856	138	188
病 院	297		8	▲ 289	8
水 道	28	23	41	13	18
交 通			3	3	3
下 水 道	16	19	24	8	5
そ の 他	38	23	48	10	25
公営企業等会計	379	65	124	▲ 255	59
合 計	1,097	733	980	▲ 117	247

中・小部門定員管理診断表(中津・日田との比較)から抜粋

大 部 門	中 部 門	小 部 門	中 津	日 田	佐 伯	中津との 比 較	日田との 比 較	参考		
			25. 4. 1 現在職員数 H25年3月末人口 85,522人	25. 4. 1 現在職員数 H25年3月末人口 70,545人	25. 4. 1 現在職員数 H25年3月末人口 78,392人			佐伯 25. 4. 1 現在職員数	佐伯市の 修正値× 住基人口 /10000	佐伯市の 超過数
			A	B	C			D	E	D-E
議 会	議会		7	7	8	1	1	8	7	1
総 務	総務一般	総 務 一 般	63	73	75	12	2	83	59	24
		会 計 出 納	9	6	9	0	3	9	8	1
		管 財	10	5	4	-6	-1	4	7	▲ 3
		職 員 研 修 所				0	0			0
		行 政 委 員 会	6	7	6	0	-1	7	6	1
	企画開発		9	11	16	7	5	16	14	2
	住民関連	住 民 関 連 一 般	5	13		-5	-13			0
		防 災		5	10	10	5	8	4	4
		広 報 広 聴	6	9	21	15	12	21	4	17
		戸 籍 等 窓 口	19	17	31	12	14	31	21	10
	県(市)民センター等施設			9		0	-9			0
	そ の 他					0	0			0
税務	税務		50	36	56	6	20	56	39	17
民 生	民生	民 生 一 般	23	26	14	-9	-12	14	18	▲ 4
		福 祉 事 務 所	39	30	49	10	19	48	36	12
		児 童 相 談 所 等				0	0			0
		保 育 所	40	28	57	17	29	58	64	▲ 6
		老 人 福 祉 施 設	11	12		-11	-12			0
		その他の社会福祉施設		2		0	-2			0
		各 種 年 金 保 険 関 係	7	2	4	-3	2	4	4	0
		旧 地 域 改 善 対 策	7	6		-7	-6			0
衛 生	衛生	衛 生 一 般	25	34	7	-18	-27	7	15	▲ 8
		市町村保健センター等施設			40	40	40	39	20	19
		保 健 所				0	0			0
		と 畜 検 査				0	0			0
		試 験 研 究 養 成 機 関				0	0			0
		医 療 施 設		7		0	-7			0
		火 葬 場 墓 地				0	0			0
	公害		2	1		-2	-1			0
	清掃	清 掃 一 般	9	10	11	2	1	11	8	3
		ご め 収 集			3	3	3		16	▲ 13
		ご め 処 理	3		7	4	7	8	10	▲ 2
	環境保全	し 尿 収 集				0	0			0
		し 尿 処 理				0	0			0
労 働	労働	労 働 一 般	1	2		-1	-2			0
		職 業 能 力 開 発 校				0	0			0
		勤 労 セ ン タ ー 等 施 設	1			-1	0			0
農 林 水 産	農業	農 業 一 般	46	50	50	4	0	50	30	20
		試 験 研 究 養 成 機 関				0	0			0
	林業	林 業 一 般	9	12	14	5	2	14	5	9
		試 験 研 究 養 成 機 関				0	0			0
	水産業	水 産 業 一 般	3		10	7	10	10	4	6
		漁 港			6	6	6	6	3	3
	試験研究養成機関					0	0			0

大 部 門	中 部 門	小 部 門	中 津	日 田	佐 伯	中津との 比 較	日田との 比 較	参 考		
			25. 4. 1 現在職員数 H25年3月末人口 85,522人	25. 4. 1 現在職員数 H25年3月末人口 70,545人	25. 4. 1 現在職員数 H25年3月末人口 78,392人			佐伯 25. 4. 1 現在職員数	佐伯市の 修正値× 住基人口 /10000	佐伯市の 超過数
			A	B	C			D	E	D-E
商工	商工	商 工 一 般	9	20	18	9	-2	19	8	11
		中 小 企 業 指 導 試 験 研 究 養 成 機 関				0	0			
		観 光	13	9	18	5	9	18	7	11
土 木	土木	土 木 一 般	45	32	34	-11	2	37	28	9
		用 地 買 収	4		9	5	9	9	4	5
		港 湾 ・ 空 港 ・ 海 岸				0	0			
	都市計画	建 築	19	14	19	0	5	19	11	8
		都 市 計 画 一 般	12	12	20	8	8	24	12	12
		都 市 公 園	4	4	1	-3	-3	1	4	▲ 3
		ダ ム				0	0			
		下 水		1		0	-1			
教 育	教育一般	教育一般	28	30	27	-1	-3	28	23	5
		教育研究所等				0	0			
	社会教育	社 会 教 育 一 般	10	5	12	2	7	14	11	3
		文 化 財 保 護	10	17	4	-6	-13	4	5	▲ 1
		公 民 館		1		0	-1			
		その他の社会教育施設	5	13	2	-3	-11	2	12	▲ 10
	保健体育	保 健 体 育 一 般	11	4	12	1	8	13	8	5
		給 食 セ ン タ ー	21	4		-21	-4	3	15	▲ 12
		保 健 体 育 施 設				0	0			
	義務教育	小 学 校			10	10	10	14	15	▲ 1
		中 学 校			3	3	3	4	7	▲ 3
		特殊学校(小・中学部)				0	0			
	その他の 学校教育	高 等 学 校				0	0			
		大 学 ・ 短 期 大 学				0	0			
		特 殊 学 校 (高 等 部)				0	0			
		幼 稚 園	13		27	14	27	27	25	2
		そ の 他				0	0			
消防	消	防	95	81	122	27	41	122	112	10
普通会計合計			718	668	856	138	188	884	714	170
		病院	297		8	-289	8	9		
		水道	28	23	41	13	18	42		
		交通			3	3	3	3		
		下水道	16	19	24	8	5	24		
		その他	38	23	48	10	25	49		
公営企業等会計計			379	65	124	▲ 255	59	127		
総合計			1,097	733	980	-117	247	1,011		

日田市の広域換算分 消防

81

日田市の人口(H25.3.31)
日田市玖珠郡合計人口

70,545
98,032

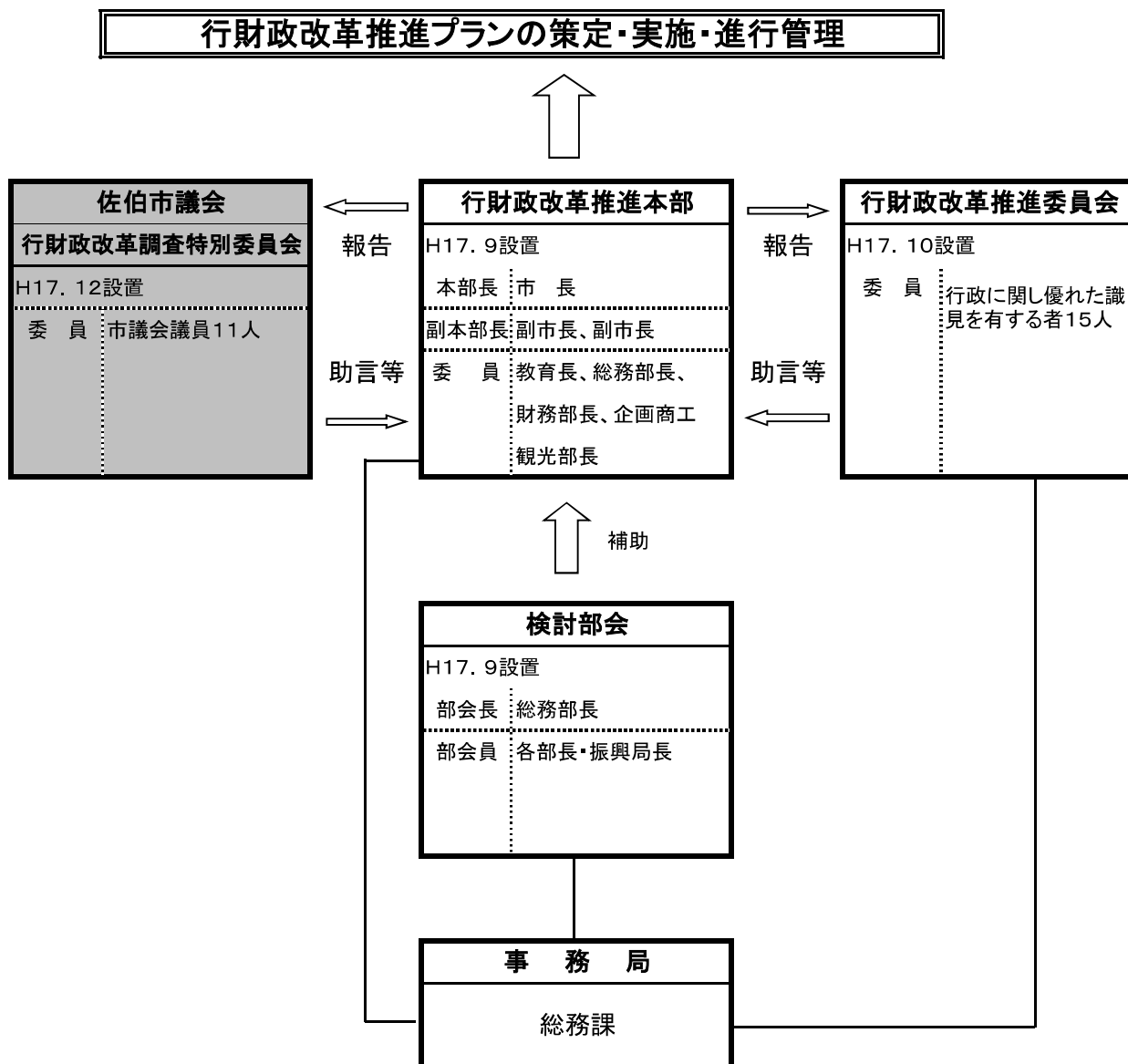
	職員総数	日田市	プロパー	うちプロパー職員日 田市換算分	合計
消防本部	111	3	108	78	81

プロパー職員の日田市換算人数

$$108 \times \frac{70,545}{98,032} = 78 \text{ 人}$$

※広域職員のうち日田市に換算する職員数 81 人

4 行財政改革推進プランの推進体制



5 佐伯市行財政改革推進委員名簿

職 名	所 属	氏 名
委 員	商工関係	利 光 充 規
委 員	商工関係	柳 井 道 則
委 員	商工関係	金 碇 長一郎
委 員	商工関係	笹 田 哲 史
委 員	自治委員会	山 中 琢 磨
委 員	社会福祉、保健医療関係	恒 松 芳 洋
委 員	社会福祉、保健医療関係	広津留 由紀子
委 員	社会福祉、保健医療関係	甲 斐 る り
委 員	地域づくり団体関係	吉 田 裕 子
委 員	地域づくり団体関係	磯 川 利恵子
委 員	地域づくり団体関係	和 哥 山 邦 彦
委 員	青年、女性団体関係	宮 原 チヅ子
委 員	青年、女性団体関係	井 上 真 紀
委 員	社会教育、学校教育関係	藤 田 圭 亮
委 員	労働団体	奥 村 正 二

6 佐伯市行財政改革推進本部 本部員名簿

職	職 名	氏 名
本部長	市 長	西 嶋 泰 義
副本部長	副 市 長	井 上 勇
〃	副 市 長	――
本部委員	教 育 長	分 藤 高 嗣
〃	総務部長	岡 本 英 二
〃	財務部長	根 塚 洋 二
〃	企画商工観光部長	飛 高 勝 則

佐伯市行財政改革推進本部 検討部会員名簿

職	職 名	氏 名
部会長	総務部長	岡 本 英 二
部会員	財務部長	根 塚 洋 二
〃	企画商工観光部長	飛 高 勝 則
〃	市民生活部長	山 野 内 眞 人
〃	福祉保健部長	飛 高 弥 一 郎
〃	建設部長	坪 根 大 吉
〃	上下水道部長	川 井 博 文
〃	農林水産部長	森 三 千 年
〃	教育部長	狩 生 早 己
〃	議会事務局長	矢 野 悦 三
〃	消防長	中 川 牧 義
〃	上浦振興局長	岡 崎 税
〃	弥生振興局長	高 司 俊 彦
〃	本匠振興局長	河 野 光 雄
〃	宇目振興局長	田 原 俊 秀
〃	直川振興局長	山 内 一 成
〃	鶴見振興局長	浜 崎 豊 文
〃	米水津振興局長	山 田 わ か 子
〃	蒲江振興局長	深 谷 浩

7 関係条例等

○佐伯市行財政改革推進委員会条例

平成17年9月29日

条例第385号

改正 平成22年3月31日条例第7号

(設置)

第1条 佐伯市における行財政改革を推進するに当たり、これに民意を反映させるため、佐伯市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市が策定する行財政改革推進プランに関し報告を受け、必要な事項を調査、審議し、市長に対し助言等を行う。

2 委員会は、前項に掲げるもののほか行財政改革に係る重要事項について調査、審議し、市長に対し必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、行政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、市長は直ちに後任者を委嘱するものとする。この場合において補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、それぞれ委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○佐伯市行財政改革推進本部要綱

平成17年8月19日

告示第133号

改正 平成18年3月31日告示第66号

平成19年3月29日告示第42号

平成19年7月1日告示第87号

平成22年3月31日告示第47号

平成23年3月31日告示第50号

平成24年3月30日告示第49号

(設置)

第1条 佐伯市における行財政改革の推進を図るため、佐伯市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革プランの策定及び実施に関すること。
- (2) 行財政改革の企画及び実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 委員は、教育長、総務部長、財務部長及び企画商工観光部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、行財政改革の実施を統括するとともに、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 前項に規定する本部長の職務を代理する副本部長は、佐伯市副市長の事務分担に関する規則（平成17年佐伯市規則第271号）第2条第3項に規定する行財政改革を担当する副市長が行うものとする。
- 4 本部長、前項に規定する本部長の職務を代理する副本部長が、ともに事故あるときは、佐伯市副市長の事務分担に関する規則第2条第3項に規定する行財政改革を補佐する副市長が行うものとする。

(会議)

第5条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 会議は、本部長、副本部長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員（副本部長を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(検討部会の設置)

第6条 本部長は、行財政改革に関し、具体的な事案を調査、研究及び検討するため、推進本部に検討部会を置くものとする。

(検討部会の組織及び運営等)

第7条 検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は総務部長を、部会員は佐伯市行政組織規則（平成17年佐伯市規則第4号）第3条第1項に規定する部長及び佐伯市振興局設置条例施行規則（平成17年佐伯市規則第6号）第4条第1項に規定する振興局長並びに議会事務局長、教育部長及び消防長をもって充てる。
- 3 部会長は、必要に応じて検討部会を開催するものとする。

- 4 部会長は、前項に規定する検討部会以外に各部会員と個別の事案について協議を行うことができる。
- 5 部会長は、調査研究の経過及び結果を推進本部に報告しなければならない。
- 6 部会員はその所管する部等における行財政改革プランの策定及び実施に関し、有効かつ適切に推進されるよう、これを統括する責務を有する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日告示第66号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日告示第42号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月1日告示第87号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第47号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第50号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第49号)

この告示は、公示の日から施行する。